



## 内容

### I. 付加価値税

- VAT 還付に関する 2016 年 6 月 26 日付の財務省発行通達 99/2016/TT-BTC 号の幾つかの項目を改正・補足する 2017 年 4 月 18 日付の財務省発行通達 31/2017/TT-BTC 号
- 輸出の商品、サービスの VAT 還付に関する 2017 年 4 月 28 日付の税務総局発行オフィシャルレター1715/TCT-CS 号

### II. インボイス

- 2014 年 3 月 31 日付の財務省発行通達 39/2014/TT-BTC 号及び 2015 年 2 月 27 日付の財務省発行通達 26/2015/TT-BTC 号の幾つかの項目を改正・補足する 2017 年 4 月 27 日付の財務省発行通達 37/2017/TT-BTC 号
- お客様への感謝会における記念品の VAT 発行に関する 2017 年 4 月 5 日付の税務総局発行オフィシャルレター1284/TCT-DNL 号

### III. その他

- 固定資産の管理、使用及び償却に関する 2013 年 4 月 25 日付の通達 45/2013/TT-BTC 号及び 2016 年 10 月 13 日付の通達 147/2016/TT-BTC 号の幾つかの項目を改正・補足する 2017 年 4 月 12 日付の財務省発行通達 28/2017/TT-BTC 号
- 公務員・国防軍の給与に関する 2017 年 4 月 24 日付の政府発行政令 47/2017/ND-CP 号
- 労災・職業病保険の保険料率に関する 2017 年 4 月 14 日付の政府発行政令 44/2017/ND-CP 号



## I. 付加価値税

**VAT 還付に関する 2016 年 6 月 26 日付の財務省発行通達 99/2016/TT-BTC 号の幾つかの項目を改正・補足する 2017 年 4 月 18 日付の財務省発行通達 31/2017/TT-BTC 号**

国庫が納付者に VAT 還付を実施する期間は還付決定書受領日より 1 営業日以内（現在は 3 営業日以内）である。（第 1 条第 2 項により）

また、還付期間も税務総局のウェブサイト公開される。（第 1 条第 3 項）

本通達は、2017 年 6 月 2 日付より有効になる。

**輸出の商品、サービスの VAT 還付に関する 2017 年 4 月 28 日付の税務総局発行オフィシャルレター 1715/TCT-CS 号**

2016 年 7 月 1 日より有効になる通達 130/2016/TT-BTC 号によると、月/四半期に輸出及び国内に商品、サービスを売却する場合、企業は輸出商品、サービスの仕入付加価値税を別に計上しなければならない。但し、分別できない場合は付加価値税の申告期間の総売上に乗じる輸出の売上高の割合に基づき確定される。

但し、通達 130/2016/TT-BTC によると、輸出品の付加価値税は、国内への売却商品、サービスの未払税金と相殺後に 3 億 VND 以上となる場合、還付が検討されるが、還付税金は輸出品の売上高 x 10% 未満となる。

---

## II. インボイス

**2014 年 3 月 31 日付の財務省発行通達 39/2014/TT-BTC 号及び 2015 年 2 月 27 日付の財務省発行通達 26/2015/TT-BTC 号の幾つかの項目を改正・補足する 2017 年 4 月 27 日付の財務省発行通達 37/2017/TT-BTC 号**

本通達は、インボイスに関する通達 39/2014/TT-BTC 号（通達 119/2014/TT-BTC 号及び通達 26/2015/TT-BTC 号における改正された。）の幾つかの項目を改正・補足する。

本通達の第 1 条第 1、2 項における改正によると、税務当局が自己印刷インボイス使用申請書を受領する日より 2 営業日後（以前は 5 営業日後）に、税務当局からのフィードバック無しで、企業はインボイスを発行することが出来る。

企業は税務当局にインボイスを発行する前に少なくとも 2 日以内（以前は 5 日）にインボイス発行通知及びサンプルインボイスを提出しなければならない。また、次回以降インボイス発行通知を提出する際に、インボイスの内容及び形式を変更しない場合はサンプルインボイスを提出する必要がない。

本通達は 2017 年 6 月 12 日より有効になる。



## お客様への感謝会における記念品の VAT 発行に関する 2017 年 4 月 5 日付の 税務総局発行オフィシャルレター1284/TCT-DNL 号

本オフィシャルレターによると、企業がお客様への感謝会を行い、記念品を贈る場合は具体的なスケジュール、計画及びお客様リストがあれば記念品の総価値に対するインボイスを発行することができる。但し、付加価値税の対象になる。（通達 26/2015/TT-BTC 号の第 3 条第 9 項により）

### III. その他

## 固定資産の管理、使用及び償却に関する 2013 年 4 月 25 日付の通達 45/2013/TT-BTC 号及び 2016 年 10 月 13 日付の通達 147/2016/TT-BTC 号の 幾つかの項目を改正・補足する 2017 年 4 月 12 日付の財務省発行 通達 28/2017/TT-BTC 号

1.本通達は、固定資産の管理、使用及び償却に関する 2013年4月25日付の通達45/2013/TT-BTC 号の幾つかの項目を改正・補足する 2016 年 10 月 13 日付の財務省発行通達 147/2016/TT-BTC 号の第 1 条を削除する。

2.下記の固定資産の管理、使用及び償却に関する通達 45/2013/TT-BTC 号の第 4 条第 2 項を改正・補足する。

よって、「混合使用（事業活動、売却用又はレンタル）のためのビル」に対して、企業は固定資産を計上し、事業活動及びレンタルの面積が償却されるが、売却の面積に対して償却はできない。

以前の規定（通達 45/2013/TT-BTC 号の第 4 条第 2 項の改正・補足する 通達 147/2016/TT-BTC 号の第 1 条第 1 項）によると、事業活動の面積のみが償却される。

混合ビルを使用する目的に対する償却水準の価値・配賦を確定する為の基準は工事価値又は実施使用面積に基づき確定する。

ゴルフ、駐車場などの混合ビルに関する資産に関して、資産価値及び償却価値を確定することは上記の基準に基づき配賦される。

売却用又はレンタルの面積と事業活動に使用するための面積を確定できない場合、ビルの全価値は償却されない。

本通達は 2017 年 5 月 26 日より有効し、2016 年度の会計年度より適用される。



## 公務員・国防軍の給与に関する 2017 年 4 月 24 日付の政府発行 政令 47/2017/ND-CP 号

2017 年 4 月 24 日付、政府は公務員・国防軍の基礎賃金に関する政令 47/2017/ND-CP 号を  
発行した。

本政令によると、公務員・国防軍の基礎賃金が月額 1,210,000VND から 1,300,000VND へ  
と引き上げられる。これに伴い、公務員の基礎賃金の 20 倍が上限とされる社会保険料の計  
算基準の上限額が月額 24,200,000VND から 26,000,000VND へ、そして基礎賃金の 2 倍が  
上限とされる産休一時支給金が月額 2,420,000VND から 2,600,000VND に引き上げられ  
る。

本政令は、2017年7月1日より有効となり、政令47/2016/ND-CP号に代わることになる。

2005年から現在まで基礎賃金の変遷は以下の通りである。

- 2005 年 01 月 02 日以降 : VND290,000、政令 203/2004/ND-CP
- 2005 年 10 月 01 日以降 : VND350,000、政令 118/2005/ND-CP
- 2006 年 01 月 01 日以降 : VND450,000、政令 94/2006/ND-CP
- 2008 年 01 月 01 日以降 : VND540,000、政令 166/2007/ND-CP
- 2009 年 05 月 01 日以降 : VND650,000、政令 33/2009/ND-CP
- 2010 年 05 月 10 日以降 : VND730,000、政令 28/2010/ND-CP
- 2011 年 05 月 01 日以降 : VND830,000、政令 22/2011/ND-CP
- 2012 年 05 月 01 日以降 : VND1,050,000、政令 31/2012/ND-CP
- 2013 年 07 月 01 日以降 : VND1,150,000、政令 66/2013/ND-CP
- 2016 年 05 月 01 日以降 : VND1,210,000、政令 47/2016/ND-CP
- 2017 年 07 月 01 日以降 : VND1,300,000、政令 47/2017/ND-CP

## 労災・職業病保険の保険料率に関する 2017 年 4 月 14 日付の政府発行 政令 44/2017/ND-CP 号

政府は 2017 年 4 月 14 日付で労災・職業病保険基金への保険料率に関する政令 44/2017/ND-  
CP を発行した。それによると、現在の労災・職業病保険料率である 1%に代わり、2017 年  
6 月 1 日より労働者の社会保険算定用給与の 0.5%を当保険料率として月次納付する。  
(政令 37/2016/ND-CP 号の第 4 条第 1 項により)

労災・職業病保険を加入する対象は 3 ヶ月以上の労働契約書を締結する労働者である。  
1 ヶ月以上から 3 ヶ月以内の契約書に対しては、2018 年 1 月 1 日より有効になる。

これに伴い、企業の社会保険料率は 18%から 17.5%に引き下げられる。  
(政令 44/2017/ND-CP 号の第 3 条により)



具体的には 2017 年 6 月 1 日より保険料は下記の通りとなる。

項目	企業負担 (%)	労働者負担 (%)	合計 (%)
社会保険	17.5	8	25.5
健康保険	3	1.5	4.5
雇用保険	1	1	2
合計	<b>21.5</b>	<b>10.5</b>	<b>32</b>

本政令は 2017 年 6 月 1 日より有効になる。同時に政令 37/2016/ND-CP 号の第 4 条 及び 第 34 第 1 条の規定は失効する。



## I-GLOCAL CO., LTD.

## VINA BOOKKEEPING CO., LTD

### Ho Chi Minh City Office

14<sup>th</sup> Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): [takayuki.jitsuhara@i-glocal.com](mailto:takayuki.jitsuhara@i-glocal.com)

Vo Tan Huu: [vo.tan.huu@i-glocal.com](mailto:vo.tan.huu@i-glocal.com)

Tran Nguyen Trung: [tran.nguyen.trung@i-glocal.com](mailto:tran.nguyen.trung@i-glocal.com)

Le Quoc Duy: [le.quoc.duy@i-glocal.com](mailto:le.quoc.duy@i-glocal.com)

Cao Hoang Vuong: [cao.hoang.vuong@i-glocal.com](mailto:cao.hoang.vuong@i-glocal.com)

Tran Cong Hung: [tran.cong.hung@i-glocal.com](mailto:tran.cong.hung@i-glocal.com)

Duong Quynh Nga: [duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com](mailto:duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com)

### Hanoi Office

R.1206, 12<sup>th</sup> Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): [naoki.fukumoto@i-glocal.com](mailto:naoki.fukumoto@i-glocal.com)

Ta Huong Ly: [ta.huong.ly@i-glocal.com](mailto:ta.huong.ly@i-glocal.com)

Nguyen Thi Dung: [nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com](mailto:nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com)

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>